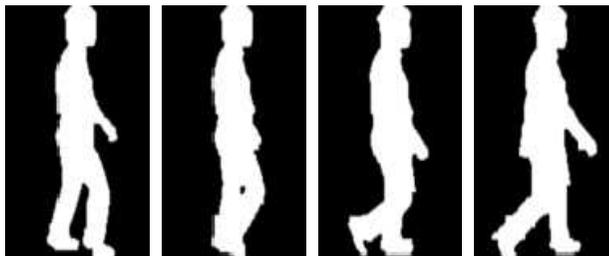


実証実験で取扱う情報について

情報通信研究機構
ネットワーク研究本部
ネットワークシステム総合研究室

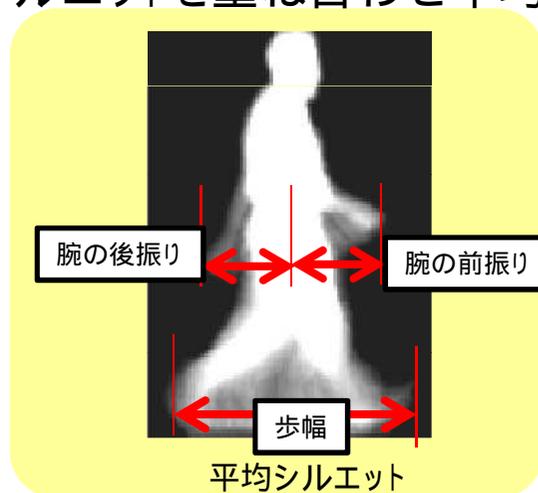
知的財産に関わる内容のため非公開



歩行の様子をカメラで撮影しシルエット化

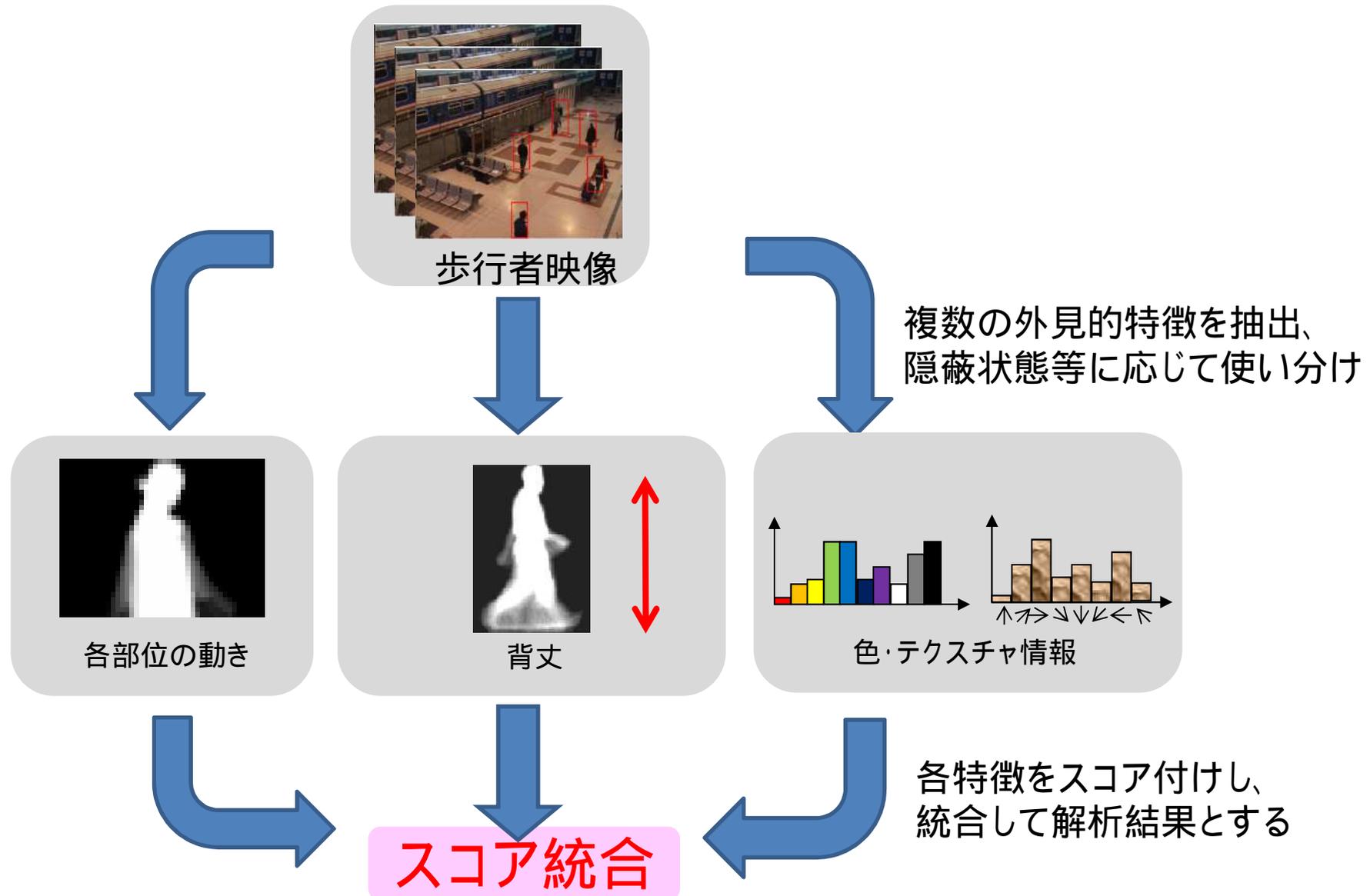


多数のシルエットを重ね合わせ平均シルエットを作成



平均シルエットや前後の画像から、歩幅、腕の前後振り、歩行速度等を算出し、解析結果とする

理想的な環境では、FAR(False Acceptance Rate, 他人受入率:他人を誤って本人と認識してしまう率)がおおよそ 10^{-3} の設定で、FRR(False Rejection Rate, 本人拒否率:本人が本人と認識されない率)が0.1程度となる。



理想的な環境では、FAR(False Acceptance Rate, 他人受入率:他人を誤って本人と認識してしまう率)がおおよそ 10^{-4} の設定で、FRR(False Rejection Rate, 本人拒否率:本人が本人と認識されない率)が0.1程度となる。(研究進行中。隠蔽状態での性能、精度等は今後検証)

特徴量情報(歩容解析・マルチモーダル解析)について(検討中)

知的財産に関わる内容のため非公開

特徴量情報(顔解析:多重変動分析法による局所特徴比較方式)について

知的財産に関わる内容のため非公開

プレスリリース(2013年11月25日実施)には、次の記述がある。

取得した映像は、施設内で不可逆処理を行い、元の映像が復元不可能かつ特定の個人が識別できない情報に変換するとともに、元の映像は変換後直ちに消去します

この記述の想定は以下の通り。

本実験で利用する「特徴量情報」は、映像解析技術を用いて撮影情報の解析処理を行うことにより得られるものである。不可逆処理とは、この特徴量情報を得る一連の処理を指していた。

人の顔を含む撮像情報は、個人を特定できる可能性があるため、個人情報とみなされると考えられる。一方、前頁までに記載のとおり、顔解析、マルチモーダル解析、歩容解析それぞれを用いて得られる特徴量情報は、もとの映像を復元することができない情報である。したがって、特徴量情報は、識別のために用いることができるが、単体ではそれが誰であるかまでは特定できない情報であり、個人情報保護法が対象とする特定の個人を識別できる情報にはあたらないと想定していた。

ただし、特徴量情報は、他の情報との照合により特定の個人を識別できる可能性が残されているとの前提に立ち、個人情報に相当する管理が必要と認識をしていた。